

Sport in Life コンソーシアム 規約

第1条 名称

Sport in Life プロジェクトの中に設けるコンソーシアムの名称は「Sport in Life コンソーシアム（英文名：Sport in Life Consortium）（以下「本コンソーシアム」という。）」とする。

第2条 目的

本コンソーシアムは、Sport in Life プロジェクトの趣旨に賛同した地方公共団体、スポーツ団体、経済団体、教育団体、医療福祉団体、企業等（以下「加盟団体」という。）で構成し、2020年東京大会のレガシーの創出のため連携した取組を促進することにより、国民のスポーツ実施に向けた大きな推進力や相乗効果を生み出し、スポーツ実施者の増加につなげていくことを目的とする。

第3条 加盟団体

本コンソーシアムの加盟団体は、Sport in Life プロジェクトの趣旨に賛同して「Sport in Life」ロゴマークの使用を許可された団体等であり、かつ本コンソーシアムの目的に賛同し、第8条に定める中央幹事会により、加盟の承認を受けた団体等とする。

2 本コンソーシアムの加盟団体は、本コンソーシアムの目的の実現に向け、本コンソーシアムの活動に積極的に参加するとともに、年度ごとに実施した活動に参画した人数等の報告を提出するなど、スポーツ実施者の増加に資するものとする。活動報告の内容や期日については、別に定めるところによる。

第4条 活動内容

本コンソーシアムは、第2条の目的を達するために Sport in Life の実現に関する次の各号の活動を行う。

- (1) 加盟団体間の情報共有
- (2) 加盟団体間の連携を促進するための支援
- (3) スポーツ実施者の増加につながる事業の実施
- (4) Sport in Life 推進に向けた情報発信
- (5) その他、本コンソーシアムの目的を達成するための活動

第5条 加盟手続き

本コンソーシアムに加盟を希望する団体は、所定の申請書において、加盟の希望を表明し、中央幹事会の承認を受けるものとする。承認の基準は別に定めるところによる。

2 加盟団体は、団体の名称や住所等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって届け出ることとする。

第6条 会費

本コンソーシアムの会費は無料とする。

第7条 加盟団体の退会・除名

本コンソーシアムの加盟団体は、退会しようとするとき、事前に書面をもって届け出ることとする。

2 本コンソーシアムの加盟団体が次の各号のいずれかに該当する場合、当該加盟団体を除名することができる。

- (1) 活動報告に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本コンソーシアムの趣旨又は目的に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。
- (3) 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。
- (4) 法令又は公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。
- (5) 本規約に違反した場合。

第8条 中央幹事会

本コンソーシアムに、運営を円滑にするため加盟団体の中から主要な団体で構成する中央幹事会を置く。

2 中央幹事会の構成団体は別に定める。
3 中央幹事会に議長を置き、スポーツ庁をもってあてる。
4 中央幹事会は議長の招集により開催する。
5 中央幹事会の構成団体の追加・脱退は、中央幹事会における承認事項とする。
6 議長が必要と認めた場合は、中央幹事会に構成団体以外のものを出席させることができる。

第9条 中央幹事会の任務

中央幹事会は、本コンソーシアムの運営に関し、次の各号に規定する任務を行う。

- (1) 団体の加盟・退会・除名に関すること。
- (2) 加盟団体の招集に関すること。
- (3) 本コンソーシアムの活動に関すること。
- (4) 本コンソーシアムの規約等に関すること。
- (5) その他本コンソーシアムの目的に資すること。

第10条 成果の公開

本コンソーシアムの活動成果は、加盟団体の承認を得たうえで、広く公開することとする。

第11条 事務局

本コンソーシアムの事務を処理させるため、事務局をスポーツ庁健康スポーツ課に置く。

付則 この規約は、令和2年2月7日より施行する。

中央幹事会の構成団体

【構成団体】

スポーツ庁

公益財団法人健康・体力づくり事業財団

健康保険組合連合会

蔵王町

公益財団法人笛川スポーツ財団

公益社団法人全国スポーツ推進委員連合

公益社団法人全国大学体育連合

全国都道府県教育委員会連合会

公益社団法人日本医師会

一般社団法人日本経済団体連合会

日本商工会議所

公益財団法人日本スポーツ協会

独立行政法人日本スポーツ振興センター

公益財団法人日本パラスポーツ協会

公益財団法人日本レクリエーション協会

三島市

【オブザーバー】

経済産業省

厚生労働省

Sport in Life コンソーシアム加盟のための承認基準

Sport in Life コンソーシアム規約第5条第1項に定める Sport in Life コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）に加盟するための承認基準等を以下のとおり定める。

第1条 本コンソーシアムへの加盟を希望する団体は、別紙申請書に必要事項を記載した上で、加盟の希望を表明するものとする。

第2条 中央幹事会は、本コンソーシアムへの加盟を希望した団体が次のいずれにも該当する場合に限り、加盟の承認を行うものとする。

- (1) スポーツ実施者の増加に資する団体であって、Sport in Life プロジェクトの趣旨に賛同し、本コンソーシアム規約等の規定に同意した上で、加盟を希望し申請した団体であること。
- (2) 当該団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。又は団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 本コンソーシアムの加盟を承認すべきでないと認める特段の事情がないこと。

第3条 本コンソーシアムへの加盟の承認を受けた団体が申請書に記載された事項に変更があった場合には、速やかに書面をもって届け出ることとする。

附則 この基準は令和2年3月6日より施行する。

U-SPORT PROJECT コンソーシアム 規約

令和 6 年 9 月 27 日
スポーツ庁次長決定

第 1 条 名称

U-SPORT PROJECT の中に設けるコンソーシアムの名称は「U-SPORT PROJECT コンソーシアム（英文名：U-SPORT PROJECT Consortium）（以下「本コンソーシアム」という。）」とする。

第 2 条 目的

本コンソーシアムは、障害のある方とない方がともにスポーツを楽しむ機会を創出し、障害のある方が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、パラスポーツ団体、地方公共団体、民間企業等の関係団体の連携による新たな取組の創出を促進し、障害のある方とない方が身近な場所でスポーツをともに実施できる環境の整備に繋げていくことを目的とする。

第 3 条 構成員

本コンソーシアムは、U-SPORT PROJECT の趣旨に賛同したパラスポーツ団体、地方公共団体、民間企業、その他関係団体の連携による取組創出に資すると認められる団体等および、アドバイザー、事務局で構成する。

第 4 条 会員

1 本コンソーシアムの会員は、U-SPORT PROJECT の趣旨および本コンソーシアムの目的に賛同し、第 6 条に定める加盟手続きにより承認を受けた団体とする。なお、パラスポーツ団体は中央競技団体または都道府県競技団体であること、民間企業は中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定される「小規模企業者」の規模を超える営利法人であることを条件とする。また、第 9 条の定めにより本コンソーシアムを除名された者は、除名から 3 年間は会員資格を得られないものとする。

2 本コンソーシアムの会員は、本コンソーシアムの目的の実現に向け、本コンソーシアムの活動に積極的に参加するとともに、スポーツ庁の求めに応じて、実施した活動の報告を提出するものとする。

第 5 条 活動内容

本コンソーシアムは、第 2 条の目的を達成するために次の各号の活動を行う。

- (1) パラスポーツ推進に関する情報共有
- (2) コンソーシアム会員間の連携を促進するための支援
- (3) 新たな取組創出に向けた事業の実施
- (4) パラスポーツの推進に向けた情報発信
- (5) その他、本コンソーシアムの目的を達成するための活動

第6条 加盟手続き

- 1 本コンソーシアムに加盟を希望する団体は、所定の申請書において加盟の希望を表明し、スポーツ庁の承認を受けるものとする。承認の基準は別に定めるところによる。
- 2 コンソーシアム会員は、団体の名称や住所等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって届け出ることとする。

第7条 会費

本コンソーシアムの会費は無料とする。

第8条 会員の権利

コンソーシアム会員は、以下の各号に定める権利を有するものとする。

- 1 スポーツ庁および事務局からの、本コンソーシアムやパラスポーツ推進に関する情報共有等
- 2 本コンソーシアムが主催するワーキンググループや各種イベント等への参加
- 3 広告、パンフレット、催事等における本コンソーシアム会員であることの公示および U-SPORT PROJECT ロゴマークの使用（但し、ロゴマークの使用に当たっては、別に定めるロゴマーク使用規約を遵守すること）
- 4 その他、本コンソーシアムの行う活動への参加

第9条 退会・除名

- 1 本コンソーシアムの会員は、退会を希望する場合、事前に書面をもって届け出ることとする。
- 2 本コンソーシアムの会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員を除名することができる。
 - (1) 加盟申請や活動報告に虚偽の記載があった場合。
 - (2) 本コンソーシアムの趣旨又は目的に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。
 - (3) 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。
 - (4) 法令又は公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。
 - (5) 本規約に違反した場合。
 - (6) その他、スポーツ庁が本コンソーシアムの会員として不適切と判断する場合。

第10条 アドバイザー

- 1 本コンソーシアム活動を推進するための機能として、アドバイザリ機関を設置する。アドバイザーは、大学や研究機関、業界団体その他特定分野の有識者や専門家であり、スポーツ庁が必要と認める場合に招聘するものとする。
- 2 アドバイザーには、必要に応じて謝金を支払うことができるものとする。

第11条 アドバイザーの任務

- 1 アドバイザーは、スポーツ庁からの依頼により、本コンソーシアムの活動に対する助言等を行う。
- 2 アドバイザーの任期は、アドバイザー就任の日から同日以降最初の3月末日までを最長とし、個別に設定する。任期の延長については、アドバイザーとスポーツ庁で協議のうえ決定する。

第12条 活動進捗・成果の公開

本コンソーシアムの活動の進捗や成果は、コンソーシアム会員の承認を得たうえで、広く公開することとする。

第13条 事務局

本コンソーシアムの事務を処理させるため、事務局をスポーツ庁健康スポーツ課に置く。

第14条 規約の変更

- 1 スポーツ庁は、事前になんら通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとする。
- 2 前項に定める本規約の変更を行った場合、本コンソーシアムに登録されたメールアドレスへのメール配信またはWEBサイトへの表示等により通知する。

第15条 免責

- 1 スポーツ庁は、本コンソーシアムを通じて得られる情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、当該情報等に起因して生じた損害について、いかなる責任も負わない。
- 2 スポーツ庁は、第14条による本規約の変更または本コンソーシアムの解散に関し、会員に損害又は費用の負担が発生した場合、会員に対しいかなる責任も負わない。

第16条 反社会的勢力の排除

- 1 コンソーシアム会員は、加盟登録に当たり、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとする。
 - (1) 自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等（同条第1号に規定する行為）を常習的に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人（以下併せて「反社会的勢力」という）に該当しないこと
 - (2) 自己の代表者、役員又は主要な職員（雇用形態及び契約形態を問わない）が反社会的勢力に該当しないこと
 - (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと

- (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと
- (5) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不當に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
- (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと
- (7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

2 コンソーシアム会員は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 暴排法第9条各号に定める暴力的 requirement 行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 露迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

3 コンソーシアム会員は、自らが第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに当社にその事実を報告するものとする。

4 スポーツ庁は、会員が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、会員を本コンソーシアムから退会させることができるものとする。

5 コンソーシアム会員は、前項の規定による本コンソーシアムからの退会により損害を被った場合も、スポーツ庁に対し、一切の請求をしないものとする。

第17条 準拠法

本規約の準拠法は、日本法とする。

附則 この規約は、令和6年9月27日より施行する。